

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、菓子製造業務に従事していた。

請求人によれば、有給休暇取得中の平成〇年〇月〇日に右肩に激痛が走ったため、C病院に受診し「右肩関節周囲炎」と診断され、同月〇日の深夜にも急激な右肩の酷い痛みを感じたため、急遽、D病院に受診したが原因が特定されず、同月〇日にE病院に受診し、MRI検査の結果「右肩腱板断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断された。その後、同病院で、同年〇月〇日に断裂部位の縫合手術を受け、治療を継続した。

請求人は、菓子製造工程における右肩に負担のかかる作業によって本件傷病を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、右肩の腱板断裂は、業務に起因すると主張するので、以下に検討する。

- (1) 日本整形外科学会によれば、肩の腱板断裂が、明らかな外傷に起因するケースは半数であり、残りの半数は、はっきりした原因がなく、日常生活の動作中に発症するとされているところである。

ところで、上肢の腱等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えるところであり、認定基準に照らし、本件について検討すると次のとおりである。

- (2) 請求人の本件傷病は、発症の状況が、有給休暇を取っていた日に、昼食を食べようと椅子に座って箸を持とうとした瞬間に右肩に激痛が走ったとする請求人の申述どおりであるとすれば、業務遂行中に発症したものではないことは明らかであり、まさに日常生活の動作中に発症したものといえることができる。
- (3) 一方、請求人は、菓子の原材料であるバター、小麦粉等を混合する生地作り作業で右肩を使用したことから腱板断裂に至ったと主張するので、さらに検討すると、請求人において、平成〇年〇月〇日に、会社に就労してから、本件傷病を発症するまでの期間はおよそ〇か月間であって、その間、手動の泡立て器を握って、ボウルの中の原材料を攪拌する作業を行っていたと述べていることから、

請求人が、「認定基準」にいう「上肢等に負担のかかる作業」に「相当期間従事」していたことが認められる。

- (4) しかしながら、提出された資料によれば、請求人の1日の作業時間は、入社時から〇月までは4時間、その後は請求人の希望により増えたものの、6時間20分であったこと、休日は、1か月に〇日程度取得されていたこと、休憩時間は〇時間であったこと、1日の作業時間のすべてを生地作り作業に費やしていたわけではなく、トッピング作業、計量作業など、他の作業も行っていること、がそれぞれ認められ、生地作りについて長時間あるいは連続作業がなされていたとは認められない。また、生地作り作業の行われた日数について、他の就労者と比較すると、請求人が特に多いとも認められない。さらに、1回に攪拌する生地の量も、マーガリンの〇グラムを含め、およそ〇キログラム程度であって、特に肩に過大な負担がかかる作業とも考えられない。

また、会社は、いわゆる障害者の就労移行支援ないしは就労継続支援を事業目的とする事業場であり、提出された資料を精査しても、売上げや生産量を高めるため、長時間作業を就労者に強いるなど他律的かつ過度な作業ペースがあったとも認められない。

以上からすると、請求人が従事していた作業は、認定基準にいう「過重な業務」に該当するものとは認められない。

なお、請求人は、会社の代表者、菓子製造指導員が虚偽を述べていると主張するが、提出された資料を精査しても、その主張を裏付ける明確な根拠を見出すことができない。

- (5) したがって、これらを総合すると、請求人の菓子の生地作り作業は、認定基準を満たさず、本件傷病が業務に起因するものであるとは認められないものと判断する。

- (6) なお、請求人の主治医であるE病院F医師は、その意見書において、「元々腕を使う仕事に老化が加わって腱板のぜい弱化が起こっていたところに、〇/〇に変な力がかかったことにより腱板断裂が発生した。」と述べているが、請求人が本件傷病を発症した際の年齢は〇歳であり、腱板の老化が生じていたとしても腱板のぜい弱化が生ずるほど高度であったとは考えられず、また、箸を持つとする動作は、変な力がかかる動作とも考えにくい。したがって、当審査会としては、同医師の意見は採り得ないものとする。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。